

様式第4号(第6条関係)

平成23年度 第1回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

| | | |
|----------------|---|--|
| 開催日 | 平成23年5月16日(月) | |
| 開催場所 | 奈良市役所北棟4階 第18会議室 | |
| 出席委員 | 委員長 川勝 健志 委員 藤本 勝美 委員 井上 善雄 | |
| 審議対象期間 | 平成23年1月 1日 ~ 平成23年3月31日 | |
| 抽出案件 | 件数 | (備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 抽出案件について 平成22年度第4四半期に執行した案件を対象に6件抽出 対象案件数 奈良市78件 奈良市水道局29件 2. その他 |
| 一般競争入札 | 4 | |
| 指名競争入札 | 2 | |
| 随意契約 | 0 | |
| 合計 | 6 | |
| 委員からの意見・質問・回答等 | 別紙のとおり | |
| 委員会による意見具申の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・技術的に難しくなく、特段の緊急性が無い工事の場合、経費を考慮し分割発注にならないよう配慮するほうがよい。 ・辞退が相次ぐ入札案件については辞退理由を分析するべきである。 ・予定価格の公表形態を今後検討していかなくてはならない。 ・予定価格の信憑性を確保するような仕組みを今後検討する必要があるのではないか。 | |

別紙

| 質問・意見 | 回答 |
|--|--|
| 1. 分割発注について | |
| <p>委員</p> <p>・入札番号551と560の案件は同じ図面で色を塗っている場所が違うだけですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・そうです。</p> |
| <p>委員</p> <p>・6号館は具体的には何になるのですか。この棟は1棟だけ独立しているのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・6号館については建設当時から受水槽を単独でもっております。他の棟については2～3棟で1つの受水槽となっております。</p> |
| <p>委員</p> <p>・6号館については直圧式に変わっているのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・変わっております。</p> |
| <p>委員</p> <p>・1, 2, 5号棟と3, 4号棟を同じ業者が施工することになると、どのような不都合が生じますか。</p> | <p>事務局</p> <p>・金額的には入札番号551の案件が予定価格974万円、入札番号560の案件が予定価格424万円ということで、併せますと1,400万円弱でございますが、一緒に入札を行って業者としては不都合が生じることはございません。発注の形態としてポンプが別々であり、設計においても元々分けて設計しておりますので違う案件として発注しております。おっしゃっているように一緒にして不都合が生じるということとはございません。</p> |
| <p>委員</p> <p>・発注金額を1千万円以内に抑えなければいけないというようなことはあるのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・業種は管で発注させて頂いておりますけれども、管については3つのランクに分けさせていただいております。そのランクに無理矢理当てはめることや意図的に分けているということはないのですけれども、見ていただいたとおり業者のランクが違いますので別々に発注しております。そのような意味でするのでそのようなことはありません。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>委員</p> <p>・経済的に考えた時に、同じような工事であれば同じ業者に一括発注をしたほうが経済的であり、業者にとってもたくさん仕事をするわけですから、低コストでできる。一括発注することによって、低価格で同じ品質で施工できるという発想にはならなかったのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・経済的に2つの工事をまとめて設計したとしてどれくらいの経費が削減できるのかについて細かい数字までは確認をとっておりませんが、先ほど申しましたとおりあえて1つにまとめる必要もないのかなと判断しております。10%、20%と極端に経費が設計上削減出来るようでしたら、当然発注者側としましては、低コストで出来るにこしたことはございませんのでそのような見方も必要であると思いますが。</p> |
| <p>委員</p> <p>・なぜ分けて発注しなければならないのか分かりません。1, 2, 5号棟が繋がっていることはわかります。3, 4号棟が繋がっていることもわかります。同じ場所で地元の説明会をしなければならないわけですし、現場の案内とかすべてしなければならないのです。そうするとA業者は1, 2, 5号棟だけ説明をするわけですね。自治会が一緒かどうか分かりませんが、普通は一緒に説明をするものではないのですか。トラックなど業者が出入りするのですから全体の自治会に説明しなければならないでしょう。行政もそれに合わせて案内を出さなければなりません。やはり工事を分配するという意識がどこかにあったのではないのでしょうか。</p> | <p>事務局</p> <p>・そのような意識はございません。当然棟が違いますし、1業者が施工しますと、1つを作り終えてから次を作りますので工期的に当然ずれが生じると思うのですが、別々の業者の施工になれば工期的には一気に出来るというメリットがあるかと思えます。</p> |
| <p>委員</p> <p>・緊急工事のようなものであればわかりますが、この工事は別に水道が止まる訳ではないのでしょうか。</p> | <p>事務局</p> <p>・本管につなぐ際に一時的に止まります。</p> |
| <p>委員</p> <p>・1, 2, 5号棟を請負う業者は3, 4号棟も請負う能力があるのではないですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・基本的には工事内容は変わらないので能力はあります。</p> |
| <p>委員</p> <p>・意図は無くとも客観的には切り刻んでいるのではないですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・同じ時期に1, 2, 5号棟と3, 4号棟が発注された訳ですが、この工事は国の補助を</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>頂いております、1, 2, 5号棟については当初予算で45%、3, 4号棟については9月補正で50%となっており、たまたま補助率が違うということです。</p> |
| <p>委員</p> <p>・補助率が違えば業者を分けなければならない理由になるのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・補助申請が別ですので一般的には分けて発注いたします。</p> |
| <p>委員</p> <p>・最初から一緒に申請しておいても良いのではないですか。申請段階で分ける意図があったのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・市としては1つの敷地の中のものは一気に施工したいのですが、国の予算が無かったということで1, 2, 5号棟を先にして、3, 4号棟については後になって国の予算が余ってきたので9月補正を行ったのであります。</p> |
| <p>委員</p> <p>・補助事業が2つになっている場合は同じ業者に施工させてはいけないとなっているのですか。一括発注してはいけないのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・いいえ、可能であります。</p> |
| <p>委員</p> <p>・1, 2, 5号棟と3, 4号棟との2つに分けているのは契約課の裁量でその都度きめているのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・基本的には担当課のほうから設計書が上がってきますのでその形をそのまま発注いたします。当然分割発注ではないのかという内容でありましたら、意見として1つに括るべきではないのかと述べさせていただきます。</p> |
| <p>委員</p> <p>・担当課の裁量で決めているのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・はい。</p> |
| <p>委員</p> <p>・契約課と一緒に施工すれば良いのではないのかと提案する余地はないのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・通常はありません。</p> |
| <p>委員</p> <p>・入札番号560の工事を請負っている業者が2つの工事を請負うことを許してはいけないのですか。入札番号551の900万円と合わせて1,400万円の工事では有資格者にはならないという決まりがあるのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・ランクによって発注の基準となる金額がありますので、それを飛び越えて上の金額には入れません</p> |

| | |
|--|--|
| <p>委員</p> <p>・ 3 , 4号棟を施工する業者が 1 , 2 , 5号棟の施工が出来ないとは思えないのですが。</p> | <p>事務局</p> <p>・基本的には発注は設計金額の枠で分けさせて頂いておりますので。</p> |
| <p>委員</p> <p>・ 2つの工事は技術的にあまり変わらないのではないですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・能力的には確かに施工できる可能性もありますが、奈良市では発注基準を事前に設けまして告示もさせて頂いております。</p> |
| <p>委員</p> <p>・仕事の内容で分けるのであれば仕方ないと思いますが、お金だけで分けるのはどうなのでしょう。</p> | <p>事務局</p> <p>・発注の基準を決めることについては奈良市独自の方式ではなく、奈良県においても、他の自治体においても業者のランク、発注基準を設けているのは一般的であると認識しております。</p> |
| <p>委員</p> <p>・入札番号 5 5 1、5 6 0以外に施工場所が違うという理由で別の業者をお願いしている案件があったと思うのですが、これは地理的にかなり離れているのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・そうです。場所的には全く離れた住宅になります。奈良市内とはいえかなり離れております。</p> |
| <p>委員</p> <p>・第 2号コミュニティ住宅の 1 , 3号棟、第 1 8号市営住宅 5 , 6号棟以外はどのようになっているのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・第 2号コミュニティ住宅の 3号棟以外は工事が終わっております。</p> |
| <p>2 . 落札率の高い案件について</p> | |
| <p>委員</p> <p>・落札率が高いということについてどのように分析されているのですか。他の契約と違い 9 5 %となっております。</p> | <p>事務局</p> <p>・この 2件につきましては機械工事、プラントの改修ということでありまして。競争性が低いとはいいいませんが、結果としてこのように辞退が発生したし、入札に参加いただけないということもありまして、実態としてこのようになっているのが実情でございます。もう少し幅を広げて、もう少したくさんの業者を一般で公募するなり、方法もあるのですが、基本的には同じ業務、個々の設置等をした実績を基に業者を指名させて頂いております。なぜ高いのかについてはあくまでも結果という判断をしております。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>委員</p> <p>・ 辞退した理由は何ですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・ 辞退としましては特別な書面を取り寄せているわけではございませんので、諸事情によりという文言で辞退されております。</p> |
| <p>委員</p> <p>・ 案件番号5について9社のうち7社が辞退というようなこれくらいの辞退は当たり前なのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・ 結果的にいいますと、プラント関係はこのようなパターンが結構ございます。</p> |
| <p>委員</p> <p>・ なぜですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・ 明確な理由付けについては把握しておりません。特殊なものであるということは聞いておりますが。</p> |
| <p>委員</p> <p>・ 特殊であっても指名業者は一応請けられま すとおっしゃっているのですよね。</p> | <p>事務局</p> <p>・ そうです。</p> |
| <p>委員</p> <p>・ 9分の7が辞退というのは異常ではないの ですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・ 確かに圧倒的に辞退が多いですので、かなり競争性に欠けているといわざるをえないというのが実情です。</p> |
| <p>委員</p> <p>・ このように一定程度の数が無かった場合には再入札をするということは考えられなかったのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・ 入札事務の執行としましては、仮に辞退が相次いで一者になった場合はこちらの規定で入札が不調という形になりますので、一旦入札を止めまして、再度業者選定をやり直すか、仕様書の見直しをするかという形になりますけれども、応札者が複数おりましたら、入札は成立する形になりますので、落札率が高いからといって入札を執行出来ないというわけではございません。</p> |
| <p>委員</p> <p>・ このように辞退が簡単に通るということであれば、本命を決めたら初めから辞退しておく、となれば業者は楽なのではないですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・ 指名業者には他の業者は知らせておりませんので、どの業者を指名しているのかということは自分自身以外はわからない状態であります。</p> |
| <p>委員</p> <p>・ 2者では入札の延期が出来ず、1者ではできるという考え方の差は何ですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・ 契約規則に定めております。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>委員</p> <p>・そもそもこの案件はなぜ指名競争入札の対象になるのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・一般競争入札が基準になるという考えをしておりますが、一般競争入札にしますと、機械案件ですと300社くらい該当する業者がおりますのでどのような業者が参加してくるのかわかりません。履行能力の無い業者が参加し、万が一落札したら困りますので。</p> |
| <p>委員</p> <p>・この9社を選んだ理由は何ですか。一般競争入札にすると応札してもらえないのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・指名にしても一般にしても絞り込んでいくと一緒になる可能性もあります。奈良市では市外も含めた一般競争入札は定着しておりますので、一般競争入札にして申し込みが無かったら困ります。告示はホームページくらいしかありませんのでどういう形で知らしめていくのが問題となります。</p> |
| <p>委員</p> <p>・周知を徹底すれば出来るということですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・周知の関係と不適格業者を排除できる形の入札条件を設定すれば問題はないかと考えております。</p> |
| <p>委員</p> <p>・これだけの辞退が出るケースは最近が多いのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・プラント関係については昔からあります。</p> |
| <p>委員</p> <p>・これだけの辞退がある契約について落札率は高いですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・結果としては高いです。</p> |
| <p>委員</p> <p>・高いという傾向について契約課としてどのように考えていかれるのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・入札に関しては競争性を重視しなければいけませんので、落札率が高いからといって競争性が無いかということに関しては疑問がありますが、複数の方から応札があることによって競争性が維持できますので、指名競争入札にしる一般競争入札にしる競争性を高めるということが大前提であると認識しております。辞退が多数発生する案件についてはどのような理由で辞退したのか調べる必要性も出てくると思います。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>委員</p> <p>・指名業者が結果として半分になってしまうのであれば要注意ですね。このことについてどのようにお考えですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・開札録を見る限り目に余るような状況にあると考えております。</p> |
| <p>委員</p> <p>・案件番号5について設置するポンプについて限定しなければいけないという前提があるわけですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・はい。この工事において設置するポンプは道路の地下に設置するポンプとなっております。もう一社ポンプを作っている会社があるのですが、道路の地下に設置するのではなく、建屋を作って引き込むという方式なのです。この工事場所は敷地がございましたので地下埋設型にしました。</p> |
| <p>委員</p> <p>・他の地域では限定しておりませんか。</p> | <p>事務局</p> <p>・しておりません。</p> |
| <p>委員</p> <p>・案件番号6について元々の施工業者以外のところでも修繕出来るのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・出来ます。</p> |
| <p>委員</p> <p>・辞退が連続して続くような業者はあまり指名しなくなるということはあるのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・辞退に関して罰則ということはありませんが、他に業者があればあえて呼ぶことはないかと考えております。</p> |
| <p>3. 予定価格について</p> | |
| <p>委員</p> <p>・予定価格の信憑性、そういったところを確保する、役所内部だけでは無しに、市民からみても信憑性を確保するような仕組みを今後検討する必要があるのではないのでしょうか。</p> | <p>事務局</p> <p>・予定価格については建設物価表に基づいて積算を行っております。</p> |
| <p>委員</p> <p>・建設物価表に載っていないものはどうされているのですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・見積をとっております。</p> |
| <p>委員</p> <p>・見積の部分はかなり多いのではないですか。</p> | <p>事務局</p> <p>・特殊なものについてののみです。</p> |
| <p>委員</p> <p>・民間ではもっと安い実態があるのではないですか。建設単価表のとりの価格で仕事を</p> | <p>事務局</p> <p>・建設物価というものを使っておりますが、1つ1つの材料について見積を取ることは</p> |

| | |
|---|---|
| <p>させてくれるのであればうれしいと。</p> | <p>可能です。しかし、それを全て見積をとって いたら無数の見積をとることになりますので、 事務作業量としては出来ません。</p> |
| <p>委員 ・実際には予定価格以下では入札出来ないとい うことではないですよ。</p> | <p>事務局 ・はい。現実に落札率は70%台ですので。</p> |
| <p>委員 ・予定価格を公表すると積算能力のない業者 が参入してくるのではないですか。</p> | <p>事務局 ・6月から入札時に内訳書を添付するように 改善しております。</p> |
| <p>委員 ・業者の中でまとめて内訳書をつくる業者が 出てこないですか。</p> | <p>事務局 ・今後検討していかなくてはなりません。</p> |